

指針を改定する理由について

1 指針改定の背景

横須賀市人権施策推進指針は、「横須賀市人権都市宣言」に込められた人権尊重の理念に基づき、今後の人権施策をより確実に進めていくための道しるべとして、平成 21 年 1 月に策定し、令和元年 7 月に改定を行いました。

その後、抗うことの難しい自然災害や感染症の世界的大流行の経験などにより、市民の人権意識は大きく変化しています。また、社会情勢の変化に伴う新たな人権問題の発生など、多様化、複雑化が進む社会の諸問題に的確に対応し、より一層時代に即した指針とするため、指針の改定を行います。

2 指針の特長（強み）

- (1) 施策を「全体像」で示し、市民にわかりやすく伝えることができる
- (2) 人権課題への対応の方向性を明確化することができる
- (3) 全庁の取組みを整理し、相談・支援・啓発等の質を向上させることができる
- (4) 当事者や市民の声を反映した内容とすることができる
- (5) 社会の変化や新たな課題に応じて、内容を適時更新することができる
- (6) 職員の人権意識の向上を図り、市民が安心して暮らせる地域づくりにつなげることができる

3 横須賀市の人権施策推進の方向性

人権施策は、禁止・義務付けといった規制よりも、相談支援、啓発・研修、合理的配慮、関係機関との連携など、日々の実務の実効性を高める必要があるものと考えます。

指針は、こうした取組みを全庁横断で整理し、点検・見直しを行いながら継続的に改善していくことに適しているため、指針の策定により施策推進の実効性を高めていくこととします。

社会情勢の変化（令和元年度から現在まで）

年	社会全般	横須賀市
平成 27 年度 (2015)	・SDG s が国連総会で採択	
平成 31 年度 令和元年度 (2019)	・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行【障害者】 ・「旧優性保護法に基づく優性手術等を受けたものに対する一時金の支給等に関する法律」の施行【障害者】 ・「日本語教育の推進に関する法律」の施行【外国人】 ・「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」の施行【患者等】 ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の施行【職場】 ・「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の施行【アイヌ民族】	・「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」の施行【男女共同参画】 ・パートナーシップ宣誓証明制度、よこすかLGBTs 相談の開始【性的マイノリティ】
令和 2 年度 (2020)	・「改正女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行【男女共同参画】 ・「改正労働施策総合推進法」の施行【職場】 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大	・第 2 期横須賀こども未来プランの策定（2024 年度まで）【こども】
令和 3 年度 (2021)	・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行【こども】 ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催	・横須賀市高齢者保健福祉計画の策定（2025 年度まで）【高齢者】 ・よこすか障害者計画の策定（2026 年度まで）【障害者】
令和 4 年度 (2022)	・「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」の施行【男女共同参画】 ・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の施行【こども】 ・「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行【障害者】 ・外国人との共生社会の実現に向けたロードマップの策定【外国人】 ・かながわ人権施策推進指針の改定	・横須賀市基本構想・基本計画の策定（2029 年度まで） ・横須賀市実施計画（横須賀再興プラン（前期））の策定（2025 年度まで） ・横須賀市教育振興基本計画（第 2 次）の策定（2029 年度まで）【こども】 ・「横須賀市犯罪被害者等基本条例」の施行【犯罪被害者】 ・「横須賀市こどもの権利を守る条例」の施行【こども】 ・ピンクシャツデー運動の開始

令和 5 年度 (2023)	・こども家庭庁設置法の施行 ・こども基本法の施行 ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行【性的マイノリティ】	・第 6 次横須賀市男女共同参画プランの策定（2026 年度まで）【男女共同参画】
令和 6 年度 (2024)	・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行【男女共同参画】 ・「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行【高齢者】 ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の施行【高齢者】	・横須賀市地域福祉計画の策定（2029 年度まで） ・横須賀市高齢者保健福祉計画の策定（2026 年度まで）【高齢者】 ・第 2 次横須賀市自殺対策計画の策定（2030 年度まで）【自殺をめぐる問題】 ・横須賀市地域防災計画の改正【災害等】 ・ファミリーシップ制度の開始
令和 7 年度 (2025)	・「情報流通プラットフォーム対処法」の施行【インターネット】	・「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」の改正【男女共同参画、性的マイノリティ】 ・第 3 期横須賀こども未来プランの策定（2029 年度まで）【こども】 ・横須賀市社会的養育推進計画（後期）の策定（2029 年度まで）【こども】 ・市民人権意識調査の実施 ・男女共同参画と多様な性に関するアンケート調査の実施
令和 8 年度 (2026)	・改正民法の施行（共同親権の選択）【こども】 ・「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」等の改正（カスハラ対策の義務化、就活時のセクハラ対策の義務化）【職場】	・横須賀市実施計画（横須賀再興プラン（後期））の策定（2029 年度まで）

人権施策推進指針構成(案)

【改定前】

第1章 人権施策推進指針の策定にあたって
1 人権を取り巻く動向
(1) 人権の成り立ちと意義
(2) 国内外の動向
2 指針策定の趣旨
(1) 人権施策推進の背景
(2) 人権施策推進指針策定のための取り組み
(3) 指針の性格
(4) 指針の位置付け
(5) 改定について

第2章 基本理念(人権都市宣言)

第3章 人権施策推進の基本的な方向
1 施策共通の基本的方向
(1) 人権教育・啓発の推進
(2) 相談体制の充実
(3) 市民や関係機関との連携の推進
(4) 人権尊重の視点に立った市政の推進
2 分野別課題解決への基本的方向
(1) 男女共同参画
(2) 子ども
(3) 高齢者
(4) 障害者
(5) 同和問題
(6) 外国人
(7) 患者等
(8) インターネットによる人権侵害
(9) 性的マイノリティ
(10) 自殺をめぐる問題
(11) その他の人権課題

第4章 今後の人権施策推進に向けて
1 庁内推進体制の整備
2 第三者評価機関の設置
3 市民意識調査の実施
4 人権施策推進指針の見直し

【改定案】

第1章 人権施策推進指針の策定にあたって
1 人権を取り巻く動向
(1) 人権の成り立ちと意義
(2) 社会情勢の変化
2 指針策定の趣旨
(1) 人権施策推進の背景
(2) 人権施策推進指針策定のための取り組み
(3) 指針の性格
(4) 指針の位置付け
(5) 改定について

第2章 基本理念(人権都市宣言)

第3章 人権施策推進の基本的な方向
1 施策共通の基本的方向
(1) 人権教育(学校教育・社会教育)の推進
(2) 人権啓発の推進
(3) 相談体制の充実
(4) 市民や関係機関との連携の推進
(5) 人権尊重の視点に立った市政の推進
2 分野別課題解決への基本的方向
(1) 男女共同参画(ジェンダー平等)
(2) こども
(3) 高齢者
(4) 障害者
(5) 同和問題
(6) 外国につながる人々の人権
(7) 患者等
(8) インターネットによる人権侵害
(9) 性的マイノリティ
(10) 自殺をめぐる問題
(11) 犯罪被害者およびその家族の人権
(12) 職場における人権侵害
(13) 災害に伴う人権問題
(14) その他の人権課題

第4章 今後の人権施策推進に向けて
1 庁内推進体制の整備
2 第三者評価機関の設置
3 市民人権意識調査の実施
4 人権施策推進指針の見直し

指針の改定に向けたスケジュール

実施日		内 容
6月	16 日	市議会・教育安全常任委員会：一般報告
	19 日	第 1 回人権施策推進会議 ・ 指針を改定する理由 ・ 市民人権意識調査結果 ・ 社会情勢の変化（令和元年度～） ・ 指針の構成(案) ・ 今後のスケジュール
7月		
8月	中旬	第 2 回人権施策推進会議 ・ 関係者からの意見聴取 ・ 改定版素案の検討
9月		
10月	～15 日	全議員配布
	31 日	報道投込み
11月	上旬	第 3 回人権施策推進会議 ・ 改定版素案の検討 ・ パブリック・コメントの実施確認
	10 日	全議員配布・報道投込み
	11 日 ～30 日	パブリック・コメント実施
12月	上旬	市議会・教育安全常任委員会：一般報告
	中旬	パブリック・コメント結果公表
1月	下旬	第 4 回人権施策推進会議 ・ 改定版素案の確認 ・ 答申案の検討
2月		
3月	上旬	答申
		市議会・教育安全常任委員会：一般報告
4月		指針の公表